

昭和二十四年建設省令第十六号

測量法施行規則

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)及び測量法施行令(昭和二十四年政令第百二十二号)を実施するため、測量法施行規則を次のように制定する。

(測量標の形状)

第一条 測量法(以下「法」という。)第十条第二項に規定する測量標の形状は、別表第一のとおりとする。

(土地の立入りの身分証明書の様式)

第一条の二 法第十五条第四項(法第三十九条において準用する場合を含む。)の規定による証明書の様式は、別表第一の二のとおりとする。

(収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第一条の三 測量法施行令(以下「令」という。)第四条の国土交通省令で定める様式は、別表第一の三のとおりとする。

(永久標識又は一時標識を設置したときの通知事項及び公表事項)

第一条の四 法第二十一条第一項(法第三十九条において読み替えて準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める事項は、永久標識又は一時標識を設置した年月日とする。

(永久標識又は一時標識を移転したとき等の通知事項及び公表事項)

第一条の五 法第二十三条第一項(法第三十九条において読み替えて準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める事項は、永久標識又は一時標識の移転、撤去又は廃棄の別及びその年月日並びに移転後の所在地とする。

(測量標又は測量成果の使用承認申請書の様式)

第二条 法第二十六条及び法第三十条の規定による承認を得ようとする者は、別表第二の様式による申請書を国土地理院の長に提出しなければならない。

(法第二十七条第二項の国土交通省令で定める電磁的方法)

第二条の二 法第二十七条第二項の国土交通省令で定める電磁的方法は、国土地理院の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、インターネットに接続された自動公

衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下この条において同じ。)の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。)を使用する方法とする。

(基本測量の測量成果等の閲覧)

第二条の三 国土地理院の長は、法第二十七条第三項(法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定により測量成果及び測量記録を一般の閲覧に供するため、測量成果及び測量記録閲覧所(以下「閲覧所」という。)を設けなければならない。

2 国土地理院の長は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を公告しなければならない。

3 前二項の規定は、法第四十二条第一項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しの閲覧に準用する。

(基本測量の測量成果等の謄抄本交付の手續)

第三条 法第二十八条第一項(法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定により測量成果及び測量記録の謄本又は抄本の交付を受けようとする者は、別表第三の様式による申請書を国土地理院の長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第四十二条第二項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しの謄本又は抄本の交付に準用する。

(法第二十九条の国土交通省令で定める電磁的方法等)

第四条 法第二十九条、法第三十条第四項、法第四十三条及び法第四十四条第四項の国土交通省令で定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- 二 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通

信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

三 前二号に掲げるもののほか、国土地理院の長が定める方法

(測量成果の複製承認申請書の様式)

第四条の二 法第二十九条の規定により承認を得ようとする者は、別表第四の様式による申請書を国土地理院の長に提出しなければならない。

(作業規程に定める事項)

第四条の三 法第三十三条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 測量計画機関の名称
- 二 作業規程の名称
- 三 目的及び適用範囲
- 四 測量の基準
- 五 作業計画の作成の方法
- 六 精度管理の方法
- 七 図化の方法(図化を実施する場合に限る。)
- 八 地図編集の方法(地図編集を実施する場合に限る。)
- 九 測量成果の種類

(法第三十六条の計画書の様式)

第五条 法第三十六条の規定による計画書の様式は、別表第五のとおりとする。

(永久標識を設置したとき等の通知事項)

第五条の二 法第三十七条第三項の国土交通省令で定める事項は、永久標識を設置した年月日とする。

2 法第三十七条第四項の国土交通省令で定める事項は、永久標識の移転、撤去又は廃棄の別及びその年月日並びに移転後の所在地とする。

(基本測量及び公共測量以外の測量に関する届出書の様式)

第六条 法第四十六条第一項の規定により届出をしようとする者は、別表第六の様式による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(測量士及び測量士補の登録申請書の様式)

第七条 令第十条第二項の規定による登録申請書の様式は、別表第七のとおりとする。

(資格を証する書類)

第八条 法第四十九条第一項の規定による測量士又は測量士補の資格を証する書類は、次の各号のいずれかとする。

- 一 法第五十条第一号に規定する大学において、令第十四条第一項に規定する測量に関す

る科目を修めて卒業した者であること及びその履修科目の内容を記載した当該大学の長の証明書

二 法第五十条第二号に規定する短期大学等において、令第十四条第二項に規定する測量に関する科目を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)であること及びその履修科目の内容を記載した当該短期大学等の長の証明書

三 法第五十条第三号の登録を受けた養成施設(以下「測量士補養成施設」という。)において、同号又は法第五十一条第三号に規定する専門の知識及び技能を修得した者であること

を記載した当該養成施設の長の証明書

四 法第五十条第四号の登録を受けた養成施設(以下「測量士養成施設」という。)において、同号に規定する高度の専門の知識及び技能を修得した者であることを記載した当該養成施設の長の証明書

2 法第五十条第一号から第三号までの規定により測量に関し実務の経験を必要とする者の提出する書類は、前項の書類及び令第十条第一項第四号に規定する実務の経験を証する書面又は別表第八の様式による経歴の記載が真実であることを誓約する書面とする。

(測量士名簿及び測量士補名簿の様式)

第九条 令第十一条第二項の規定による測量士名簿及び測量士補名簿の様式は、別表第九のとおりとする。

(登録の申請)

第九条の二 法第五十条第三号又は第四号の登録(以下この条(第三号を除く。))において「登録」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 養成施設の名称、所在地及び学科又は学科に相当するものの名称
- 三 受けようとする登録の別(法第五十条第三号の登録又は同条第四号の登録の別をいう。)
- 四 養成施設の長の氏名
- 五 養成施設の修業年限、定員及び入所資格並びに授業科目及び授業時数
- 六 法別表第二の上欄に掲げる実習機器の数量
- 七 教員の氏名、経歴及び担当授業科目並びに主任専任教員及び専任教員にあつてはその旨

(専任教員のうち、専門分野を教授することができない者)については、その旨及び教授する専門分野の別(測地分野又は地図分野の別を含む。)を含む。

八 養成業務を開始しようとする年月日

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法第五十一条の三各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

二 専任教員が法第五十一条の五第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類及び主任専任教員が法第五十一条の六各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

三 学則又は学則に相当するもの

四 定款、寄付行為その他の規約

五 法人にあつては、申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

六 養成業務を行おうとする建物の各室の用途及び面積並びに当該建物の配置図及び各階平面図

七 実習場の概要を記載した書類

八 その他参考となる事項を記載した書類

(登録養成施設登録簿の記載事項)

第九條の三 法第五十一条の四第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 養成業務を開始する年月日

二 養成施設の長の氏名

(登録の更新)

第九條の四 前二条の規定は、法第五十一条の七第一項の登録の更新について準用する。

(養成業務の実施基準)

第九條の五 法第五十一条の八の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 養成施設の入所資格は、高等学校教員若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれに準ずる学力があると国土交通大臣が認める者であることとする。

二 測量士補養成施設の授業時数及び総授業時数は、別表第九の二に定める授業時数以上とする。

三 測量士養成施設の授業時数及び総授業時数は、別表第九の三に定める授業時数以上とする。

四 測量士補養成施設にあつては別表第九の四の一の項の上欄に、測量士養成施設にあつて

は同表の二の項の上欄にそれぞれ掲げる科目について、同表の中欄に掲げる専門分野を教授することができる専任教員が同表の下欄に掲げる授業時数以上講義及び実習を行うこと。

五 講義及び実習において使用する実習機器は、別表第九の五の上欄に掲げる実習機器に及び、それぞれ同表の下欄に掲げる性能と同等以上の性能を有するものとする。

六 一の授業科目について、同時に授業を行う生徒の数は、測量士補養成施設にあつては四十人以下、測量士養成施設にあつては三十人以下とする。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。

七 測量士補養成施設にあつては法別表第一の一の項に、測量士養成施設にあつては同表の二の項にそれぞれ掲げる測量に関する科目を修得した者に対して修了試験を実施すること。

八 修了試験において良好な成績を修めた者に対してのみ第八條第一項第三号又は第四号に規定する証明書を交付すること。

九 養成業務を行う建物には、生徒数又は同時に行う授業の数に及び、必要な数の教室等を備えること。

十 測量の実習を行うために必要な広さ及び起伏等を有する実習場を確保すること。

(業務規程の記載事項)

第九條の六 法第五十一条の十第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 養成業務の目的

二 養成業務の実施方法に関する事項

三 授業料その他の養成業務に関する料金の額及びその収納の方法に関する事項

四 第九條の十第三項の帳簿その他の養成業務に関する書類の管理に関する事項

五 その他養成業務の実施に関し必要な事項

2 前項第二号の養成業務の実施方法には、少なくとも、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一 第九條の二第一項第五号から第七号までに掲げる事項

二 学期及び授業を行わない日に関する事項

三 科目修得の規定に関する事項

四 修了試験に関する事項

(養成業務の休廃止の届出)

第九條の七 登録養成施設設置者は、法第五十一条の十一の規定により養成業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする養成業務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

三 休止又は廃止の理由

四 在学中の生徒があるときは、その措置

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第九條の八 法第五十一条の十二第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像等に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための方法)

第九條の九 法第五十一条の十二第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものうち、登録養成施設設置者が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(帳簿)

第九條の十 法第五十一条の十六の養成業務に関する事項は、次に掲げるものとする。

一 生徒(養成施設を卒業した者を含む。次号において同じ。)の氏名、性別及び生年月日

二 生徒の単位修得の状況及び修了試験の成績

三 収受した授業料その他の養成業務に関する料金の額

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録さ

れ、必要に応じ登録養成施設において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第五十一条の十六に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録養成施設設置者は、法第五十一条の十六に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)を、養成業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(登録養成施設の立入りの身分証明書の様式)

第九條の十一 法第五十一条の十八第二項の規定による証明書の様式は、別表第九の六のとおりとする。

(受験願書並びに履歴書及び写真の様式)

第十條 令第二十二條の規定による受験願書の様式は、別表第十の二のとおりとし、履歴書及び写真の様式は、別表第十の二のとおりとする。

(更新の登録の申請)

第十一條 法第五十五条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者は、有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に登録申請書を提出しなければならない。

(測量業者の登録申請書の様式)

第十二條 法第五十五条の二の規定による登録申請書の様式は、別表第十一のとおりとする。

(添付書類)

第十三條 法第五十五条の三第三号に規定する国土交通省令で定める財務に関する書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 法人である場合においては、貸借対照表、損益計算書及び財務に関する事項を記載した一覧表

二 個人である場合においては、貸借対照表及び損益計算書

三 法人にあつては法人税、個人にあつては所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

2 更新の登録を申請する者は、前項各号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(添付書類の様式)

第十四條 法第五十五条の三の規定による添付書類(定款並びに前条第一項第一号及び第三号に規定する書類を除く。)の様式は、別表第十二のとおりとする。

2 前条第一項第一号に規定する財務に関する事項を記載した一覧表の様式は、別表第十三のとおりとする。

(変更登録申請書の様式)

第十五条 法第五十五条の七第二項の規定による申請書の様式は、別表第十四のとおりとする。(書類の提出)

第十六条 法第五十五条第一項の規定により登録を受けようとする者、同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者、法第五十五条の七第一項の規定により変更登録の申請をしうとする者又は法第五十五条の八第一項若しくは第二項の規定により書類を提出しようとする者は、関係書類の正本一通及び営業所のある都道府県の数と同一の部数のその写しを、法第五十五条の九第一項又は第二項の規定により届出をしようとする者は、届出書一通を提出しなればならない。

2 法第五十五条第一項の規定により登録を受けようとする者、同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者又は法第五十五条の二第一号から第三号までに掲げる事項(営業所の名称及び支店に準ずる営業所の所在地を除く)についての変更のため法第五十五条の七第一項の規定により変更登録の申請をしようとする者が法人であるときは、前項の正本に登記事項証明書一通を添付するものとする。

第十六条の二から第十六条の五まで 削除

(一括下請負の承諾に係る電磁的方法)

第十六条の六 法第五十六条の二第三項の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 注文者の使用に係る電子計算機と元請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第五十六条の二第二項の承諾をする旨を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供し、当該元請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該承諾をする旨を記録する方法
二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに法第五十六条の二第二項の承諾をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、元請負人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができないものでなければならぬ。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、注文者の使用に係る電子計算機と、元請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十六条の七 令第二十八条の二第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項に規定する電磁的方法のうち注文者が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式
2 令第二十八条の二第二項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 前条第一項第一号に掲げる方法
ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法
(下請負人の選定の承諾に係る電磁的方法)

第十六条の八 法第五十六条の四第二項の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 注文者の使用に係る電子計算機と下請負人を選定する者(以下この条及び次条において「下請負人選定者」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第五十六条の四第一項ただし書の承諾をする旨を電気通信回線を通じて下請負人選定者の閲覧に供し、当該下請負人選定者の使用に係る電子

計算機に備えられたファイルに当該承諾をする旨を記録する方法

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに法第五十六条の四第一項ただし書の承諾をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、下請負人選定者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができないものでなければならぬ。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、注文者の使用に係る電子計算機と、下請負人選定者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十六条の九 令第二十八条の三第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項に規定する電磁的方法のうち注文者が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式
2 令第二十八条の三第二項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 前条第一項第一号に掲げる方法
ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて下請負人選定者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法
(標識の掲示)

第十七条 法第五十六条の五の規定により測量業者の掲げる標識は、別表第十五のとおりとする。

第十八条 法第五十七条の三第二項に規定する身分(営業所等の立入りの身分証明書の様式)

第十九条 法第六章及び令第二十八条に規定する国土交通大臣の権限は、測量業者又は法第五十五条第一項の規定により登録を受けようとする者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備

局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第五十六条の六、法第五十七条、法第五十七条の二第二項及び法第五十七条の三第一項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

附則 この省令は、測量法施行の日(昭和二十四年九月一日)から施行する。

附則 (昭和二十五年二月二日建設省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十六年二月一〇日建設省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十七年四月一日建設省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十八年二月八日建設省令第三三号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十八年十二月一日から適用する。

附則 (昭和三十三年二月一日建設省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年六月三日建設省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十五年七月一日建設省令第一一号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際、この省令による改正前の測量法施行規則に基づき現に設置されている測量標は、この省令による改正後の測量法施行規則に基づいて設置されたものとみなす。

附則 (昭和三十六年六月一日建設省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十六年一月三〇日建設省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十二年八月一日建設省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

のそれぞれの省令の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

附則（平成一九年二月一九日国土交通省令第五号）

- この省令は、公布の日から施行する。
- この省令による改正後の測量法施行規則別表第十二添付書類（ハ）及び添付書類（ニ）並びに別表第十三の規定は、平成十八年五月一日以後に決算期の到来した事業年度に係る書類について適用する。ただし、平成十九年三月三十一日までに決算期の到来した事業年度に係るものについては、なお従前の例によることのできる。

- この省令による改正前の測量法施行規則第十六条の二、第十六条の三、第十六条の四及び第十六条の五並びに別表第十四の二、別表第十四の三、別表第十四の四、別表第十四の五及び別表第十四の六の規定による手続については、平成十九年三月三十一日までは、なお従前の例によることのできる。

附則（平成二〇年三月二七日国土交通省令第一号）

- （施行期日）
この省令は、測量法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

（測量法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この省令の施行の際現に設置されている測量標は、この省令による改正後の測量法施行規則に基づいて設置したものとみなす。

第三条 第一条の規定による改正前の測量法施行規則別表第一の二及び別表第六による証明書及び届出書は、同条の規定による改正後の測量法施行規則別表第一の二及び別表第六にかかわらず、平成二十年六月三十日までの間は、なおこれを使用することのできる。

附則（平成二二年四月一日国土交通省令第三〇号）

- この省令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二三年四月四日国土交通省令第三五号）
- （施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。
 - （経過措置）
この省令の施行の日の前日までに決算期の到来した事業年度に係る書類については、なお従前の例によることのできる。

附則（平成二五年四月一日国土交通省令第二四号）

- （施行期日）
この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令による改正後の測量法施行規則の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始した事業年度に係る決算期に作成すべき株主資本等変動計算書及び注記表について適用し、同日前に開始した事業年度に係る決算期に作成すべき株主資本等変動計算書及び注記表については、なお従前の例によることのできる。

附則（平成二六年三月二五日国土交通省令第二二号）

- （施行期日）
この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の別表第七による申請書は、この省令による改正後の別表第七にかかわらず、平成二十六年六月三十日までの間は、なおこれを使用することのできる。

附則（平成二九年九月二九日国土交通省令第五六号）

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附則（令和元年五月七日国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年三月一八日国土交通省令第一六号）

- （施行期日）
この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の日の前日までに決算期の到来した事業年度に係る書類については、なお従前の例によることのできる。

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）
この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和四年二月二八日国土交通省令第七号）

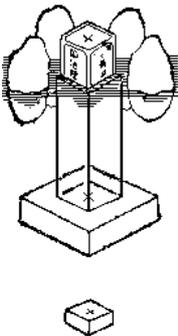
- （施行期日）
この省令は、令和五年二月二十八日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することのできる。

附則（令和五年九月二〇日国土交通省令第七一号）

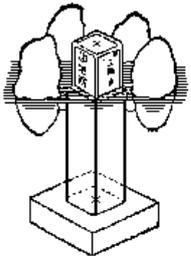
この省令は、公布の日から施行する。

- 永久標識の形状
- 一等三角点標石



この標石は、一個の柱石と二個の盤石からなり、下方の盤石の位置は、上方の盤石の下方約三センチメートルとする。ただし、基線標石の上に設置する場合には、下方の盤石は、置かないものとする。

ロ 二等（又は三等、四等）三角点標石

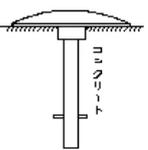


この標石は、一個の柱石と一個の盤石からなり、三等、四等三角点標石の場合は、「二等」の代わりにそれぞれ「三等」、「四等」の文字を用いる。

ハ 一等（又は二等、三等、四等）三角点金属標又は地殻変動観測点金属標

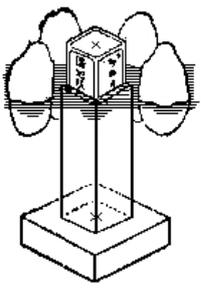


（断面図）



二等、三等、四等三角点金属標の場合は、「二等」の代わりにそれぞれ「二等」、「三等」、「四等」の文字を用い、地殻変動観測点金属標の場合は、「地殻変動観測点」の文字を用いる。四等三角点金属標又は地殻変動観測点金属標の場合にあつては、十字の下方に標識番号を記載する。

ニ 一等（又は二等）多角点標石

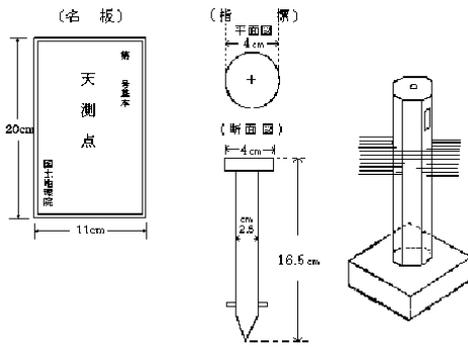


この標石は、一個の柱石と一個の盤石からなり、二等多角点標石の場合は、「二等」の代わりに「二等」の文字を用いる。

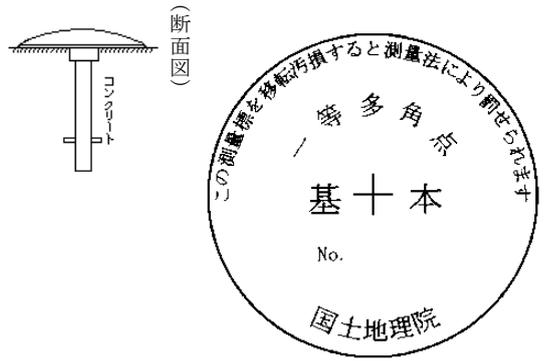
ホ 一等（又は二等）多角点金属標

（平面図）

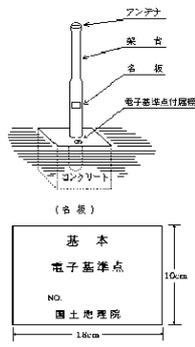
この標識は、一個のコンクリート柱と一個のコンクリート盤からなり、その上面に通常真鍮製又はステンレス製の指標を、側面に金属製の名板を取り付ける。
ト 子午線標



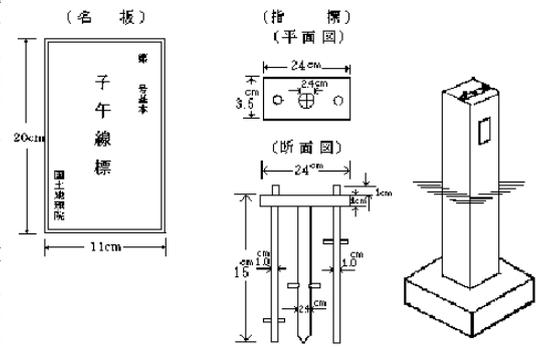
二等多角点金属標の場合は、「二等」の代わりに「二等」の文字を用いる。
十字の下方に標識番号を記載する。
へ 天測点標識



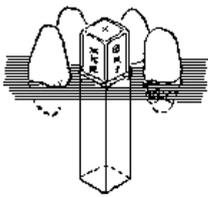
この標識は、通常金属製の架台と付属標からなり、架台に人工衛星からの測位用電波信号を受信するアンテナ、受信機及び通信用機器を収容し、金属製の名板を取り付ける。ただし、付属標は、使用されることが見込まれない場合、設置しないことができる。
(付属標)
(平面図)



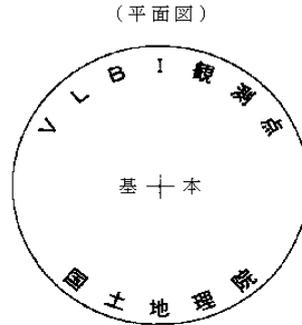
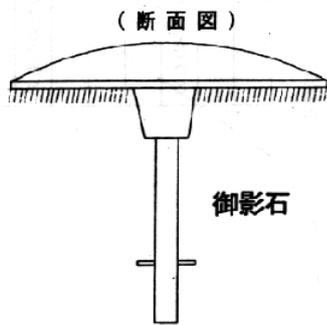
この標識は、一個のコンクリート柱と一個のコンクリート盤からなり、その上面に通常真鍮製又はステンレス製の指標を、側面に金属製の名板を取り付ける。
チ 電子基準点標識



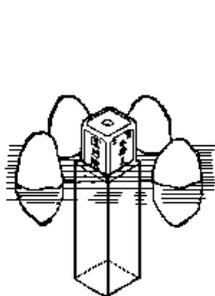
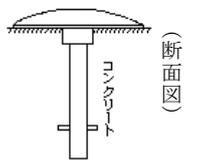
この標石は、一個の柱石からなり、方位標石の場合は、「図根点」の代わりに「方位標」の文字を用いる。
ロ 方位標陶器標
(平面図)



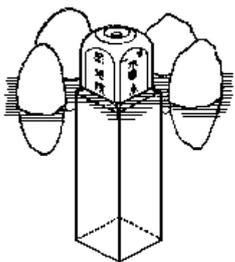
2 図根点標石又は方位標石若しくはこれに代わる標識
イ 図根点標石又は方位標石



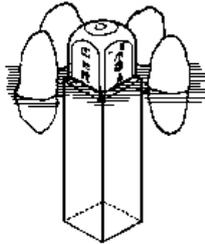
十字の下方に標識番号を記載する。
リ 超長基線電波干渉計観測点金属標



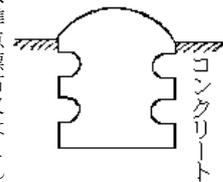
この標石は、一個の柱石からなる。
ハ 二等 (又は三等) 水準点標石



この標石は、一個の柱石からなる。
ロ 一等水準交差点標石

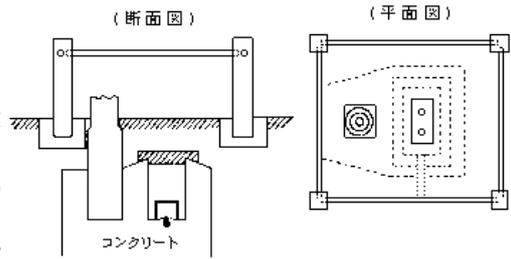


3 水準点標石又はこれに代わる標識
イ 一等水準点標石



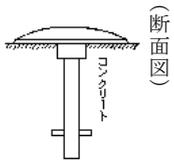
この標石は、一個の柱石からなり、三等水準点標石の場合には、「二等」の代わりに「三等」の文字を用いる。

二 基準水準点標石



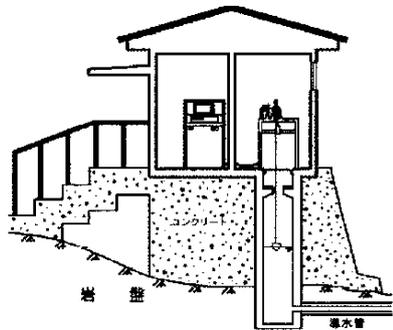
この標石は、一個の柱石と地中標からなり、地中標は、クロム製金属標と硬石標各一個をコンクリートで固定し、通常真鍮製又はステンレス製の箱をかぶせ、その上に蓋石をのせる。

ホ 一等(又は二等、三等)水準点金属標
又は電子基準点付属標
(平面図)



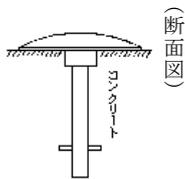
二等、三等水準点金属標の場合には、「二等」の代わりに「二等」、「三等」の文字を用いる。十字の下方に標識番号を記載する。

ハ 験潮儀及び験潮場



験潮場は、通常コンクリートを用いて建造し、験潮儀を収容する。

(平面図)

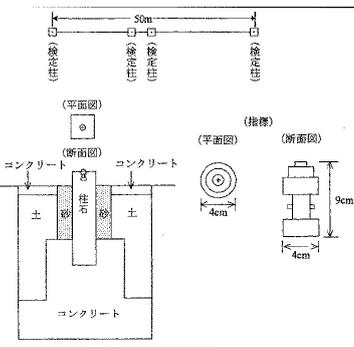


一等、二等重力点金属標の場合には、「基準」の代わりにそれぞれ「一等」、「二等」の文字を用いる。

四 基準(又は一等、二等)磁気点標石

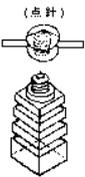
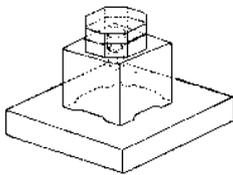
この標石は、一個の柱石からなり、一等、二等磁気点標石の場合には、「基準」の代わりにそれぞれ「一等」、「二等」の文字を用いる。

五 基線尺検定標石



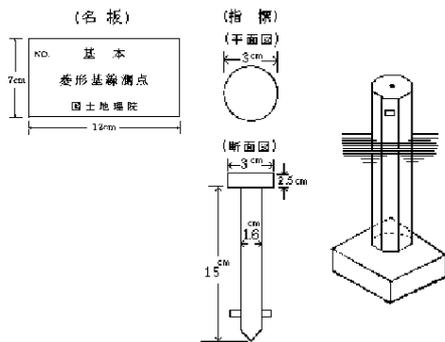
この標石は、五十メートルの間隔に設ける二個の検定柱と、必要に応じ両検定柱を結ぶ直線上に設ける一個又は数個の検定柱からなり、その上面に通常真鍮製又はステンレス製の指標を取り付ける。

六 基線標石



この標石は、一個の盤石、一個の台石及び一個の通常真鍮製又はステンレス製の点針からなり、点針は台石の中心に植え込み、その上に蓋石をのせる。

七 菱形基線測点標識又はこれに代わる標識
イ 菱形基線測点標識



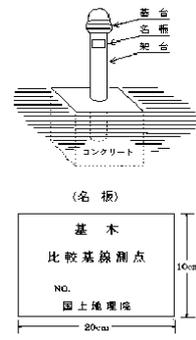
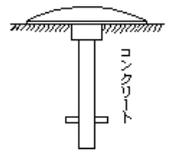
この標識は、一個のコンクリート柱と一個のコンクリート盤からなり、その上面に通常真鍮製又はステンレス製の指標を、側面に金属製の名板を取り付ける。

(平面図)



(断面図)

十字の下方に標識番号を記載する。
 8 比較基線測点標識又はこれに代わる標識
 イ 比較基線測点標識



この標識は、通常金属製の架台と測量機器を整理する基台からなり、架台に金属製の名板を取り付ける。
 ロ 比較基線測点金属標

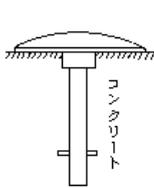
(断面図)



十字の下方に標識番号を記載する。
 二 一時標識の形状

1 測標

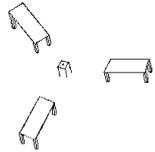
イ 三角点測標
 その一



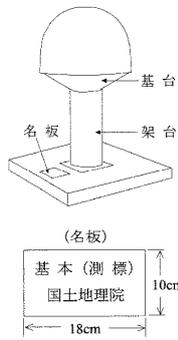
(断面図)

この測標は、通常金属製の架台、測量機器を設置する基台、太陽光発電装置及び通信用機器からなり、架台には金属製の名板を取り付ける。
 ロ 対空標識

その一

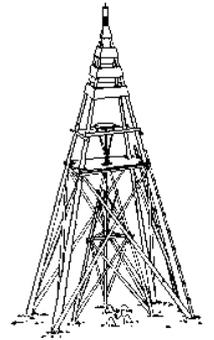
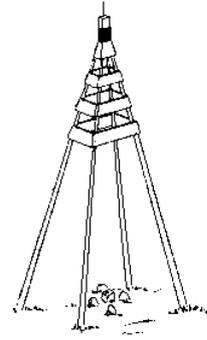


この測標は、通常金属製の架台と測量機器を設置する基台からなり、架台には金属製の名板を取り付ける。
 その四



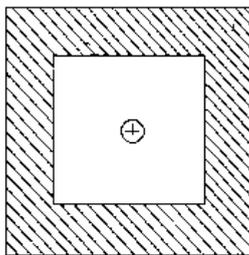
その三

その二

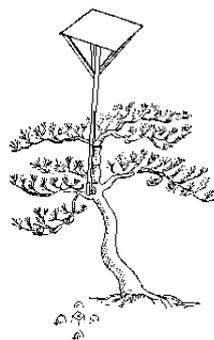


コンクリート等により舗装された場所等にある
 測量標の周囲をペンキ等で塗色したもの

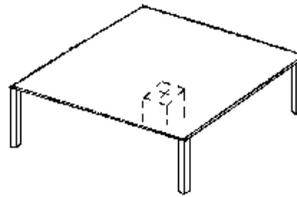
2 標杭
 イ 標杭



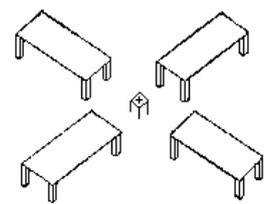
その五



その四



その三



その二

この標杭は、中心杭と標示杭からなり、中心杭の頂の中心に鉄くぎ又は円頭鉋を打ち入れる。
 この図は、図根点標杭の例である。

ロ 標鉋



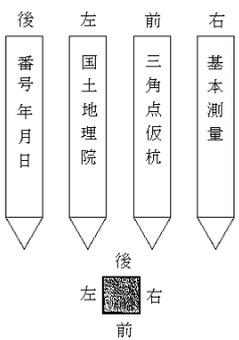
この標鉋は、コンクリート等で舗装した場所等に設置し、標鉋又は付属物に基本測量の標識であること及び国土地理院の表示をする。
 三 仮設標識の形状

1 標旗



この標旗は、上部は赤色、下部は白色とし、文字は黒色とする。

2 仮杭



備考

この図は、三角点仮杭の例である。
 一 この表における測量標の形状は、基本測量の測量標の形状を示したものであり、公共測量の測量標については、「基本」の文字に代え「公

共」の文字を、「国土地理院」又は「国地院」の文字に代え当該測量計画機関の名称又は略称を表示する文字を記入する。

また、金属標及び付属標については、「この測量標を移転汚損すると測量法により罰せられます」の文字に代え、測量標を保全するため適切な文字を記入することができる。

二 柱石は、その側面がそれぞれ東西南北に面するように設置し、東面には「基本」又は「公共」の文字を、西面には「国土地理院」若しくは「国地院」の文字又は当該測量計画機関の名称若しくは略称を表示する文字を、南面には標石の種類を、北面には標石の番号をそれぞれ記入する。

三 柱石は、その上部約十五センチメートル（基線尺検定標石の検定柱の柱石については、約五センチメートル）を地上に露出するように埋設する。

四 柱石及び磐石は、通常花こう岩その他の堅固な石材を用いる。

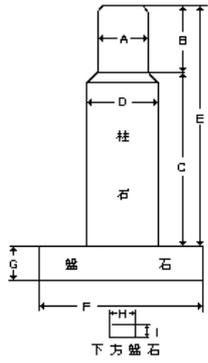
五 金属標又は付属標は、通常真鍮製又はステンレス製とし、金属製の棒又はコンクリート等で固定する。

六 柱石を保護するために、標石の周囲に二個から四個の石を埋設し、又は標石の周囲をコンクリートで固める。

七 柱石を保護するために特に必要があるときは、柱石を地表下に設置し、井桁石で囲み、その上に蓋をのせる。蓋の上には、柱石に記入した事項を略記する。蓋は、通常花こう岩その他の堅固な石材又は鉄材を用いる。

八 永久標識には、必要に応じ固有番号等を記録したICタグを取り付けることができる。

九 永久標識の寸法は、おおむね次の表のとおりとする。



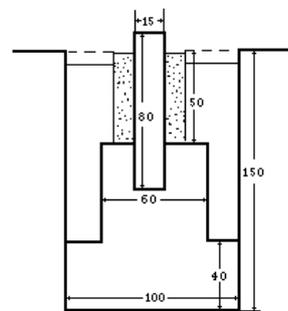
(単位は、センチメートル)

1 標石 (その一)

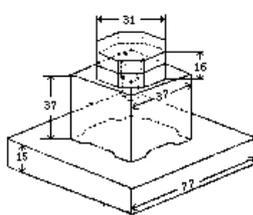
種類	区分	柱石	一等三角点標石	二等三角点標石	三等三角点標石	四等三角点標石	二等磁気点標石	一等磁気点標石	磁気等
A	柱石	1	2	2	2	1	1	1	1
B	柱石	2	1	1	1	1	1	1	1
C	柱石	1	4	4	4	4	4	4	6
D	柱石	1	2	2	2	1	1	1	1
E	柱石	2	1	1	1	1	1	1	1
F	盤石	4	3	3	3	3	3	3	3
G	盤石	1	1	1	1	1	1	1	1
H	下方盤石	9	4	4	4	4	4	4	4
I	下方盤石	5	5	5	5	5	5	5	5

種類	区分	柱石	二等磁気点標石	一等磁気点標石
A	柱石	1	2	2
B	柱石	1	5	5
C	柱石	4	8	8
D	柱石	1	5	5
E	柱石	6	3	3

2 標石 (その二)

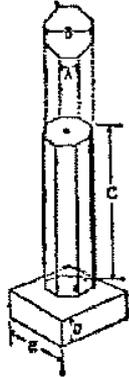


(単位は、センチメートル)
基線標石 (その三)



2 標識 (単位は、センチメートル)

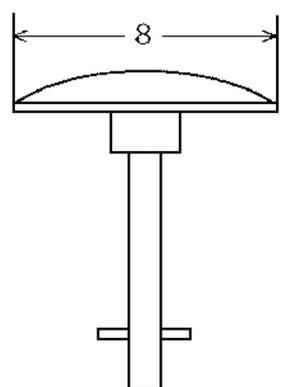
天測点標識又は菱形基線測点標識



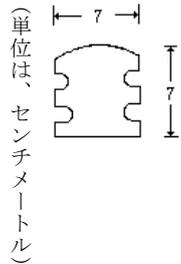
種類	区分	柱石	天測点標識	菱形基線測点標識
A	柱石	2	7	2
B	柱石	6	6	6
C	柱石	0	5	0
D	柱石	1	0	0
E	柱石	3	0	0
	盤石	3	0	0
	下方盤石	9	0	0

(単位は、センチメートル)

3 金属標及び付属標



4 方位標陶器標 (単位は、センチメートル)



(単位は、センチメートル)

別表第一の二（第一条の二関係）

別表第一の二（第一条の二関係）

（表）

身分証明書 番号 氏名 生年月日 所属機関名 所属機関所在地	写真	左記の者は、測量法第16条第1項の規定により、国土院の委託に基づいて土地に立ち入ることができる者であることを証する。 令和 年 月 日発行	国土院の委託に基づいて土地に立ち入ることができる者であることを証する。 国土院の委託に基づいて土地に立ち入ることができる者であることを証する。 国土院の委託に基づいて土地に立ち入ることができる者であることを証する。
---	----	--	---

（裏）

測量法(昭和24年法律第188号)抜粋

第15条 国土院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があるときは、国、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。

2 前項の規定により宅地又はかさ、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に對してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第16条 第14条から第20条までの規定は、公共測量に使用する。備考 不要の文字は、発行機関で消すこと。

有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
作業地域			
作業の名称			
発行機関の印			

（注）用紙の下部は、日本測量協会規格A4とする。

別表第一の三（第一条の三関係）

別表第一の三（第一条の三関係）

裁 決 申 請 書

裁 決 申 請 者 住 所 氏 名

測量法第20条第1項の規定による補償金額に不服があるので、同条第2項の規定により下記より裁決を申請します。

記

- 1 当該に係る建物、屋敷しくはさく等又は一時使用に係る土地、樹木若しくは工作物(次号において「対象物」という。)の所在地
- 2 当該対象物について裁決申請者の有する所有権その他の権利
- 3 損失の内容及び認定並びに損失が発生した時期
- 4 通知を受けた補償金額及びその通知を受領した年月日
- 5 通知を受けた補償金額を不服とする理由並びに裁決申請者が求める補償金額及びその内訳
- 6 前各号に掲げるもののほか、裁決申請者が必要と認める事項

年 月 日

裁 決 申 請 者 住 所 氏 名

収用委員会 御中

備考

- 1 裁決申請者が2人以上の場合は、連名で申請することができる。
- 2 「裁決申請者が求める補償金額及びその内訳」については、裁決の基礎を明らかにすること。
- 3 法人の場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

（注）用紙の下部は、日本測量協会規格A4とする。

別表第二（第二条関係）

別表第二（第二条関係）

測量法 第 20 条 の規定により下記のとおり申請します。

令和 年 月 日 申請者 住 所 氏 名

国土院の委託

測量法第20条第1項の規定による補償金額に不服があるので、同条第2項の規定により下記より裁決を申請します。
記
1 当該に係る建物、屋敷しくはさく等又は一時使用に係る土地、樹木若しくは工作物(次号において「対象物」という。)の所在地
2 当該対象物について裁決申請者の有する所有権その他の権利
3 損失の内容及び認定並びに損失が発生した時期
4 通知を受けた補償金額及びその通知を受領した年月日
5 通知を受けた補償金額を不服とする理由並びに裁決申請者が求める補償金額及びその内訳
6 前各号に掲げるもののほか、裁決申請者が必要と認める事項

年 月 日

裁 決 申 請 者 住 所 氏 名

収用委員会 御中

備考

- 1 裁決申請者が2人以上の場合は、連名で申請することができる。
- 2 「裁決申請者が求める補償金額及びその内訳」については、裁決の基礎を明らかにすること。
- 3 法人の場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

（注）用紙の下部は、日本測量協会規格A4とする。

別表第三（第三条関係）

別表第三（第三条関係）

測量法 第 20 条 の規定により下記のとおり申請します。

令和 年 月 日 申請者 住 所 氏 名

国土院の委託

測量法第20条第1項の規定による補償金額に不服があるので、同条第2項の規定により下記より裁決を申請します。
記
1 当該に係る建物、屋敷しくはさく等又は一時使用に係る土地、樹木若しくは工作物(次号において「対象物」という。)の所在地
2 当該対象物について裁決申請者の有する所有権その他の権利
3 損失の内容及び認定並びに損失が発生した時期
4 通知を受けた補償金額及びその通知を受領した年月日
5 通知を受けた補償金額を不服とする理由並びに裁決申請者が求める補償金額及びその内訳
6 前各号に掲げるもののほか、裁決申請者が必要と認める事項

年 月 日

裁 決 申 請 者 住 所 氏 名

収用委員会 御中

備考

- 1 裁決申請者が2人以上の場合は、連名で申請することができる。
- 2 「裁決申請者が求める補償金額及びその内訳」については、裁決の基礎を明らかにすること。
- 3 法人の場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

（注）用紙の下部は、日本測量協会規格A4とする。

総授業時数	千二百
応用測量	九十
地理情報システム	百二十
測量に関する課題研究	六十
測量に関する表現技術	六十
測量実務	十五

別表第九の四（第九条の五関係）

項測量に関する科目	専門分野	授業時数
一 三角測量、多角測量、汎地測量、準測量	測地分野	百五十
二 地形測量、写真測量及び地図編集	測地分野	百六十
三 地形測量、写真測量及び地図編集	測地分野	百六十
四 地形測量、写真測量及び地図編集	測地分野	百六十
五 地形測量、写真測量及び地図編集	測地分野	百六十
六 地形測量、写真測量及び地図編集	測地分野	百六十
七 地形測量、写真測量及び地図編集	測地分野	百六十
八 地形測量、写真測量及び地図編集	測地分野	百六十
九 地形測量、写真測量及び地図編集	測地分野	百六十
十 地形測量、写真測量及び地図編集	測地分野	百六十
十一 地形測量、写真測量及び地図編集	測地分野	百六十
十二 地形測量、写真測量及び地図編集	測地分野	百六十
十三 地形測量、写真測量及び地図編集	測地分野	百六十
十四 地形測量、写真測量及び地図編集	測地分野	百六十
十五 地形測量、写真測量及び地図編集	測地分野	百六十
十六 地形測量、写真測量及び地図編集	測地分野	百六十
十七 地形測量、写真測量及び地図編集	測地分野	百六十
十八 地形測量、写真測量及び地図編集	測地分野	百六十
十九 地形測量、写真測量及び地図編集	測地分野	百六十
二十 地形測量、写真測量及び地図編集	測地分野	百六十

別表第九の五（第九条の五関係）

実習機能	セオドライト	セオドライト
実習機能	レベ	レベ
実習機能	電子レベ	電子レベ
実習機能	汎地球測位システム	汎地球測位システム
実習機能	測量機	測量機

平板	三脚に固定し、かつ、地形地物の測定結果を描くための用紙をはり付けることができるもの
電子平板	セオドライト（距離を測定する機能を備えたものに限る。）又は汎地球測位システム測量機により観測されたデータを処理する機能を有するもの
反射式実体鏡	より反射させて得られた像を実体視できるもの
図化機	一对の空中写真から得られた像を実体視又は解し、座標測定した結果を、用紙等に描くことができるもの
解析機	日本産業規格A2の大きさの用紙を用いることができるもの
スキヤ	日本産業規格A2の大きさの用紙を用いることができるもの
デザイン	日本産業規格A2の大きさの用紙に情報を出力することができるもの
プロット	測量に関する計算及び図形処理を行うことができるもの
パーソナルコンピュータ	測量に関する計算及び図形処理を行うことができるもの

別表第九の六（第九条の十一関係）

別表第九の六（第九の十一関係）

（第一画）

姓	名	身元保証書
字	名	卒業証明書
号	名	職歴証明書
直	名	生年月日

上記の各項目は、測量業務に専ら従事する者の場合に限り、その旨を記載した上で提出することとする。

交付年月日
有効期間
国土交通大臣 印

（第二画）

測量法（昭和44年法律第146号）施行令

別表第九の六（国土交通大臣印）は、この法律の施行に必要の範囲において、その職務に、登録測量技師の業務所又は事務所に入らぬ限り、業務の状況又は結果、業務その他の物件を授受することができる。

2. 前項の規定により職務が成人職を有する場合には、その旨を示す証明書を提出し、関係者に提示しなければならない。

別表第十（第十条関係）

別表第十（第十条関係）

（第一画）

姓	名	身元保証書
字	名	卒業証明書
号	名	職歴証明書
直	名	生年月日

（第二画）

姓	名	身元保証書
字	名	卒業証明書
号	名	職歴証明書
直	名	生年月日

（第三画）

姓	名	身元保証書
字	名	卒業証明書
号	名	職歴証明書
直	名	生年月日

（第四画）

姓	名	身元保証書
字	名	卒業証明書
号	名	職歴証明書
直	名	生年月日

（第五画）

姓	名	身元保証書
字	名	卒業証明書
号	名	職歴証明書
直	名	生年月日

（第六画）

姓	名	身元保証書
字	名	卒業証明書
号	名	職歴証明書
直	名	生年月日

（第七画）

姓	名	身元保証書
字	名	卒業証明書
号	名	職歴証明書
直	名	生年月日

（第八画）

姓	名	身元保証書
字	名	卒業証明書
号	名	職歴証明書
直	名	生年月日

（第九画）

姓	名	身元保証書
字	名	卒業証明書
号	名	職歴証明書
直	名	生年月日

（第十画）

姓	名	身元保証書
字	名	卒業証明書
号	名	職歴証明書
直	名	生年月日

（第十一画）

姓	名	身元保証書
字	名	卒業証明書
号	名	職歴証明書
直	名	生年月日

（第十二画）

姓	名	身元保証書
字	名	卒業証明書
号	名	職歴証明書
直	名	生年月日

（第十三画）

姓	名	身元保証書
字	名	卒業証明書
号	名	職歴証明書
直	名	生年月日

（第十四画）

姓	名	身元保証書
字	名	卒業証明書
号	名	職歴証明書
直	名	生年月日

（第十五画）

姓	名	身元保証書
字	名	卒業証明書
号	名	職歴証明書
直	名	生年月日

（第十六画）

姓	名	身元保証書
字	名	卒業証明書
号	名	職歴証明書
直	名	生年月日

（第十七画）

姓	名	身元保証書
字	名	卒業証明書
号	名	職歴証明書
直	名	生年月日

（第十八画）

姓	名	身元保証書
字	名	卒業証明書
号	名	職歴証明書
直	名	生年月日

（第十九画）

姓	名	身元保証書
字	名	卒業証明書
号	名	職歴証明書
直	名	生年月日

（第二十画）

姓	名	身元保証書
字	名	卒業証明書
号	名	職歴証明書
直	名	生年月日

別表第十の二(第十条関係)

4号シテマール	5号シテマール	6号シテマール	7号シテマール
4号シテマール	5号シテマール	6号シテマール	7号シテマール
4号シテマール	5号シテマール	6号シテマール	7号シテマール

別表第十の二(第十条関係)

4号シテマール	5号シテマール	6号シテマール	7号シテマール
4号シテマール	5号シテマール	6号シテマール	7号シテマール
4号シテマール	5号シテマール	6号シテマール	7号シテマール

別表第十一(第十二条関係)

別表第十一(第十二条関係)	別表第十一(第十二条関係)
別表第十一(第十二条関係)	別表第十一(第十二条関係)
別表第十一(第十二条関係)	別表第十一(第十二条関係)

注意事項

1. 申請書は記入しなさい。
2. 申請書の区分は、該当する文字を○で囲むこと。
3. 募集要項に添付の欄、役員の名簿及び役員名簿は、記入の場合にのみ添付すること。

別表第十一(第十二条関係)

別表第十一(第十二条関係)	別表第十一(第十二条関係)
別表第十一(第十二条関係)	別表第十一(第十二条関係)
別表第十一(第十二条関係)	別表第十一(第十二条関係)

別表第十五（第十七条関係）

別表第十五(第十七条関係)

調査業者登録簿	
登録番号	登録業者名
登録年月日	登録内容
更新又は更新日	
代表者氏名	

※センターコードを以て

別表第十六（第十八条関係）

別表第十六(第十八条関係)

(第一編)

種別	氏名	身分証明書
中		所属施設の名
高		職名及び氏名
		生年月日

上記の欄は、調査員候補者の登録の規程による記入様式を参考とするものとする。

交付年月日
 有効期間
 国土交通大臣
 地方整備局長
 北海道開発局長

(第二編)

調査員(指定)の申込書(申込)書

第1条の3 以上文書又は、調査員の選定に必要と認められるときは、調査員を交付するに、その業務、財産等については調査員候補者の住所につき、必要と認められる、又はその職務に支障を及ぼす他の業務に就任している場合に限り、調査員候補者その他の候補者を指定することができる。

2 前項の規定により交付し指定する職員は、その交付を中止し取消しを請求し、同様に再交付し、交付し得ない。